

令和8年度

対象世帯に利用料の一部を補助します！

一時あずかい補助金

申請受付中

令和8年度の申請は

令和9年3月31日（水）までです。

3月31日に利用し、締め切りに間に合わない場合は事前にご相談ください。

対象になる世帯について

- A. 成田市に居住している
- B. 保育園や幼稚園に原則在籍していない
- C. ①～③のいずれかに当てはまる世帯
 - ①生活保護世帯
 - ②市民税非課税世帯
 - ③市民税所得割合算額が77,101円未満である世帯
(目安年収360万円以下の世帯)

A～Cすべてに
あてはまる世帯が
補助の対象です！

※市民税所得割合非課税世帯か否かの判定は、令和8年4月～8月は令和7年度市民税所得割額、令和8年9月～令和9年3月は令和8年度市民税所得割額によって行われます。

※市町村市民税所得割額は、調整控除を適用し、その他の税額控除（配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別税額控除・寄付金税額控除等（ふるさと納税によるものを含む））を適用しないものとなります。

補助の金額について

補助の対象となる日数については裏面へ

- | | |
|-------------------------------|--------------|
| ①生活保護世帯 | 上限 日額 3,000円 |
| ②市民税非課税世帯 | 上限 日額 2,400円 |
| ③市民税所得割合算額が
77,101円未満である世帯 | 上限 日額 2,100円 |

裏面につづく⇒

補助の対象となる日数について

一時保育の区分に応じて、以下の日数を限度とします。

非定型的 保育サービス

就労形態等により、断続的に児童を保育できないとき

1週間当たり3日
かつ
1月当たり14日

緊急保育サービス

出産、傷病、入院、事故、災害、その他社会的にやむを得ない事情で一時的に児童を保育できないとき

1回の申請あたり
14日

私的理由による 保育サービス

育児の疲労解消やリフレッシュしたいとき

1週間当たり1日
かつ
1月当たり4日

※公立保育園以外を利用された場合、一時保育の利用形態により、上記の一時保育の区分に当てはめた日数を限度とします。

申請方法について

成田市役所保育課に次の書類を提出してください。

令和8年度（令和8年4月～令和9年3月）利用分の申請は、**令和9年3月31日（水）までです！**

①一時預かり事業利用者補助金交付**申請書**

②一時預かり事業利用者補助金交付**請求書**

（保育園または保育課で受け取ってください。保育課の窓口で記入することもできます。）

③一時保育利用料の**領収書**

（再発行でも大丈夫です。発行については施設にご相談ください。）

※令和7年1月1日時点で成田市に住民登録がない場合は、令和7年度市民税所得割額を確認できる書類（課税証明書など）が必要です。

※令和8年1月1日時点で成田市に住民登録がない場合は、令和8年度市民税所得割額を確認できる書類（課税証明書など）が必要です。

お問合せ

〒286-8585 成田市花崎町 760

成田市役所（2階）保育課 ☎0476-20-1607

ご不明な点ございましたら、お気軽にお問合せください！